

せり市場総合保険（1歳馬）のご案内

この市場で取引された1歳馬は、その危険負担を考慮し、当協会を保険契約者としてせり市場総合保険（幹事引受保険会社・損害保険ジャパン日本興亜株式会社）に加入します。その際の保険料相当額は販売者及び購買者が折半して負担することとします。

（1）せり市場総合保険の特色

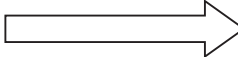

落札時から翌年2歳8月1日までの事故に保険金・見舞金・手術保険金が支払われます。

<p style="text-align: center;">普通保険</p> <p>せり市場において落札された競走馬の死亡（切迫屠殺を含む）の場合</p> <p style="text-align: center;">保険金の支払い</p>	<p style="text-align: center;">特約【競走能力喪失】</p> <p>特定の疾病、傷害により競走馬としての能力を喪失した場合</p> <p style="text-align: center;">保険金の支払い</p>	<p style="text-align: center;">特約【悪癖】</p> <p>特定の悪癖が発見された場合</p> <p style="text-align: center;">見舞金の支払い</p>
<p style="text-align: center;">特約【手術費用】</p> <p>傷害又は疾病により、特定の外科手術を受けた場合</p> <p style="text-align: center;">手術保険金支払い</p>		

（2）保険の対象

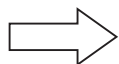
当該せり市場において落札された全馬を対象とします。（強制加入）

（3）補償の範囲と金額について

<p>・下記の事由による死亡（切迫屠殺を含む）の場合</p> <ul style="list-style-type: none">①傷害・疾病②火災・落雷③法定伝染病	 <p style="background-color: #cccccc; padding: 5px;">保険金額の100%が支払われます。</p>
<p>・次の傷病が完治せず、競走の用に供することができない、又は出走資格を永久に喪失するものであることを、保険会社指定獣医師が認定した場合</p> <ul style="list-style-type: none">①急激かつ偶然な外来の事故による骨折、脱臼、外傷、腱断裂並びに1眼以上の失明。 但し、骨折には剥離骨折（関節内剥離骨折を除きます）を含みません。②蹄葉炎、骨軟骨症による跛行③月盲、白内障、黒内障並びに緑内障による1眼以上の失明④腰萎（「レントゲン検査又は脊椎造影検査にて頸椎の形成異常が認められるか、神経圧迫病変が推定されるもの」、かつ「重度の運動失調が認められるもの」に限ります。） <p>* 保険会社の同意を得て繁殖の用に供する場合を除き、保険金が支払われた時点で屠殺しなければなりません。</p>	 <p style="background-color: #cccccc; padding: 5px;">保険金額の100%が支払われます。</p>

- ・下記の悪癖が当該取引終了の翌日から11日目以降に発見され、保険会社指定獣医師により競走馬としての価値を著しく減じるものであると証明された場合

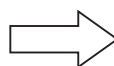
さく癖・身喰い・旋回癖・熊癖



保険金額の10%の見舞金が支払われます。

- ・傷害又は疾病により、下記の外科手術（吸入麻酔又は静脈麻酔による全身麻酔下で行われる手術に限ります。）を受けた場合

上部気道手術、開腹手術、眼科手術、副鼻腔手術、歯科手術、腫瘍摘出手術、外傷手術、骨摘出手術、軟部組織摘出手術、関節鏡手術（臨床症状のないOCD（離断性骨軟骨症）に対する手術を除きます。）、切開・ドレナージ（洗浄）手術、骨折内部固定手術、腱・靭帯切断手術



1回の手術につき手術に関わる実費が支払われます。

- * 保険期間中の総支払額は、保険金額の3%が限度です。
- * 同一の傷害や疾病を直接の原因として複数回手術を受けた場合、2回目以降の手術に対しては保険金を支払いません。
- * 手術当日に要した費用、かつ、保険会社が認めたものに限り、後治療及び術後合併症に対する治療に関わる費用等については支払いません。
- * 提出されたレポジトリ資料に偽造又は変造があった場合には保険金は支払いません。

- ・海外輸送のために検疫に入ってから事故については補償の対象外となります。
- ・セレクトセール2016取引馬より、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって被った損害も対象となります。

(4) 保険金額

- ・せり市場における売買代金（消費税込み）全額を保険金額として設定します。但し、1頭につき10億円を上限とします。同額を超えた場合には、購買者又は販売者より当協会事務局にご相談下さい。
- ・この保険は売買代金全額を保険金額とするため、同一の1歳馬について他の保険又は共済に加入していたとしても、保険事故に対してこの保険の保険金額を超えて保険金が支払われることはありません。従って、他の保険又は共済には加入されないこと、またすでに加入済みの場合には解約されることをお勧めします。

(5) 保険期間の始期と終期

- ・売買成立日から翌年8月1日までとします。但し、翌年8月1日以前であっても、売買契約書の定めるところにより売買契約が解除された場合は、その時点を終期とします。
- ・保険金支払の対象になりうる傷病が発症してから症状確定以前に保険期間が終了する場合は、予め当該馬の所有者からの申し出によって、保険期間終了日までに所定の保険料をお支払いいただくことにより、従前の保険期間を延長することができます。

(6) 契約前検査

事前に保険会社指定獣医師が検査を実施します。

(7) 保険料

保険金額の**2.8%**とします。

(8) 保険契約者

一般社団法人日本競走馬協会とします。

(9) 保険料相当額の徴収方法

- ・購買者負担部分にあつては売買代金の支払期日において購買者が売買代金に付加して支

払うものとし、販売者負担部分にあつては当協会が販売者に対して売買代金を支払う際に控除することによって徴収します。

- ・但し、売買代金の支払いがなされる以前に保険事故が発生した場合は、保険料相当額の負担は全額販売者によりなされるものとし、その保険金を当協会を通じて販売者に支払う際、保険料相当額を控除することによって販売者の負担にかえます。

(10) 保険契約の解除と保険料の返還

前述「(5) 保険期間の始期と終期」にあるとおり、何らかの事由により売買契約が解除となった場合は、保険契約約款により、その時点をもって保険契約も解除となります。

それにより、保険料が一部返還される場合がありますので、当協会事務局までお問い合わせ下さい。

(11) 保険金の受取人

- ・上記の保険事故が発生した場合は、保険加入者である当協会が、販売者及び購買者にかわって、保険金をいったん受領することを了承していただきます。
- ・売買代金の支払いがなされる以前に保険事故が発生した場合は、当協会はその保険金の全額から、売買代金全額に対する売買手数料及び保険料相当額を控除した額を、販売者に支払うものとしします。
- ・売買代金の完済後であつて翌年8月1日までに保険事故が発生した場合は、当協会はその保険金の全額を購買者にお支払いします。

(12) 見舞金の受取人

本保険が定める悪癖は、当該取引終了の翌日から11日目以降に発見されたものに限られますので、売買契約書の定める契約解除の事由になりません。

従つて、保険会社が悪癖によって当該1歳馬の価値が低下したと認定し、見舞金（保険金）が支払われた場合は、当協会はその見舞金の全額を売買代金の完済後に購買者にお支払いします。

(13) 手術保険金の受取人

本保険が定める手術保険金は、一般社団法人日本競走馬協会 家畜市場業務規程第21条（家畜の引渡）2項の定めに基づき、購買者に支払われます。

- この「ご案内」は、「せり市場総合保険（1歳馬）」の概要を説明したものです。詳しい内容については、パンフレット、競走馬保険普通保険約款及び付帯される特約をご覧ください。日本競走馬協会又は引受保険会社（幹事引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社）にお問い合わせ下さい。
- 「せり市場総合保険（1歳馬）」のパンフレット並びに競走馬保険普通保険約款及び付帯される特約はセレクトセール当日、受付にてご準備しております。
- この保険は以下の保険会社による共同保険契約であり、幹事引受保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行っております。各引受保険会社は、以下の割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 55% **東京海上日動火災保険株式会社 25%**
三井住友海上火災保険株式会社 20%

〈お問い合わせ先〉

一般社団法人日本競走馬協会
東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
TEL：03-3505-3445

又は

幹事引受保険会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
企業営業第二部第三課 担当：庄司
東京都中央区日本橋2-2-10
TEL：03-3231-4214